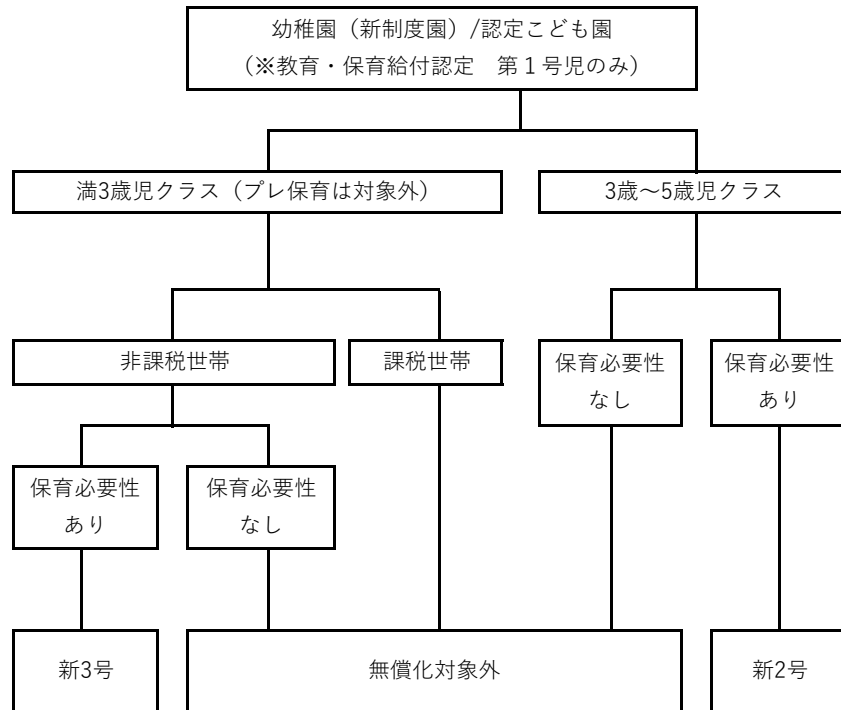


## 新制度幼稚園・認定こども園

子育てのための施設等利用給付（無償化）認定 フローチャート



### 【市内対象施設】

日野・多摩平、百草台、日野台、欣浄寺みのり、上田せせらぎ

無償化概要

認定区分	対象者	給付内容
新2号	3歳児～5歳児クラスで、 かつ保育の必要性のある方	預かり保育 最大月額11,300円まで支給
新3号	満3歳児クラスの 住民税非課税世帯で、 かつ保育の必要性のある方	預かり保育 最大月額16,300円まで支給

### 【注意】

- 1) 税情報の参照年度により、年度途中で無償化の対象外となる場合があります。
- 2) 保育の必要性に該当しない場合は、申請内容を却下する場合があります。
- 3) 認定後、保育の必要性に該当しなくなった場合は、認定取消となります。
- 4) 預かり保育は、利用実績に応じて【月額450円×利用日数】または【施設に支払いをした額】のどちらか低い額を、市から保護者へ年2回に分けて支給します。
- 5) 通園送迎費、給食費、行事費などは保護者の負担になります。
- 6) 年収360万円未満相当世帯（市民税所得割額より判定）の子どもと全ての世帯の第3子（※第3子とは、小学校3学年以下の子どもを数えた場合の第3子を指します。）以降の子どもは、給食費のうち副食費相当分（おかず・おやつ材料費）が免除されます。
- 7) 保護者が納入した特定負担額を上限に、東京都及び日野市の保護者補助金制度があります。詳細は入園後に利用施設を通してご案内します。